インドネシア：企業等に対し法的監査義務を課す草案の制定

アジアニューズレター 2024 年 11 月 18 日号

執筆者:
吉本 祐介
y.yoshimoto@nishimura.com
我妻 由香莉
y.wagatsuma@nishimura.com
Rendi Prahara Septiawedi
rseptiawedi@wplaws.com
Raissa Richka Jonah
Rjonah@wplaws.com

インドネシア政府は、企業等(企業、法人および公共団体を指します。以下同じです。)における法的意識の向上とコンプライアンスの改善を目的とした新たな規制の草案を公表しました(以下「草案」といいます。)。草案の主要な点としては、(i)コーポレート・ガバナンスの透明性の向上、(ii)コンプライアンス違反に対する罰則の強化、および(iii)法的監査義務が規定されたことが挙げられますが、以下では、特に(iii)について取り上げます。草案は、インドネシアで事業を行う企業のコンプライアンス体制および業務慣行に重大な変更をもたらす可能性があるため、留意する必要があります。

1. 年次の法的監査義務

草案は、企業等に対して、法務大臣の認定を受けた法的監査人による年次の法的監査を実施する義務を新たに課しています。草案は、法的監査が行われる時期について明確に示してはいませんが、今後制定される省令によって規定されることが予想されます。

法的監査は、企業等による法令およびグッド・ガバナンス慣行の遵守状況を評価するため、少なくとも年 1 回、実施する必要があります。法的監査プロセスにおいては、法的監査の目的の特定、法的監査の範囲の検証、データの収集・分析、および企業等に対する遵守勧告が行われる必要があります。その後、企業等は、法的監査報告書および是正措置の詳細を、法務大臣、関係省庁、許認可および行政を所管する地方当局に提出する必要があります。

2. 義務に違反した場合の制裁

法務大臣は、企業が年次の法的監査義務に違反した場合、独立の法的監査を行うための法的監査人を選任する等の措置を講じることができます。草案においては、適用される制裁や詳細な手続きは各関係大臣に委任されており、今後の対応が待たれるところです。

© Nishimura & Asahi 2024

本ニューズレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

© Nishimura & Asahi 2024